

国土入企第 5 4 号
令和 2 年 3 月 1 9 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の
罹患に伴う対応等の解釈等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）等により、適切な対応をお願いしているところです。

国土交通省直轄事業における工事及び業務の一時中止措置等について、令和 2 年 3 月 20 日以降の取扱いを別添 1、2 のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

なお、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」の記 3.、4. 及び「新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和 2 年 2 月 28 日付け国土建第 482 号）における工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止の対応等については、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責によらない事由によるものとして、適切に対処されるべきものと解されますので、よろしくお取り計らいください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

国 地 契 第 67 号
 国 官 技 第 398 号
 国 営 管 第 446 号
 国 営 計 第 138 号
 国 港 総 第 680 号
 国 港 技 第 97 号
 国 空 予 管 第 886 号
 国 空 空 技 第 570 号
 国 空 交 企 第 413 号
 国 北 予 第 50 号
 令和 2 年 3 月 19 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長 殿
	管理調整部長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長
 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
 港 湾 局 総 務 課 長
 港 湾 局 技 術 企 画 課 長
 航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北 海 道 局 予 算 課 長
 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症
 の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和 2 年 2 月 27 日

付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号。以下「2 月 27 日通達」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和元年 3 月 11 日付け国地契第 59 号、国官技第 387 号、国営管第 422 号、国営計第 134 号、国港総第 638 号、国港技第 88 号、国空予管第 855 号、国空空技第 553 号、国空交企第 399 号、国北予第 48 号。以下「3 月 11 日通達」という。）に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和 2 年 3 月 20 日以降、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置の取扱いについて

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事や業務を最長で 3 月 19 日まで一時中止措置等を行ってきたところである。令和 2 年 3 月 20 日以降については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

また、2 月 27 日通達や 3 月 11 日通達に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

なお、受注者から工事の一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事や業務を再開することとする。

2. 工事及び業務の再開に当たっての感染拡大防止対策について

工事及び業務の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。

3. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。